

議案第 35 号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 3 月 28 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正により、国民健康保険料の賦課限度額の改定等を行い、また保険料納付組合の組織改編による規定整備を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和35年羽曳野市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第15条の6の10中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第15条の12中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第19条第1項第2号中「(当該世帯主を除く。)」を削り、同項第3号中「350,000円」を「450,000円」に改め、同条第3項後段中「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第4項後段中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第27条の2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条の6の10、第15条の12並びに第19条第1項第2号及び第3号、同条第3項並びに同条第4項の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

羽曳野市国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第 15 条の 6 の 10 第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、<u>160,000 円</u>を超えることができない。</p> <p>第 15 条の 7～第 15 条の 11 省略</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第 15 条の 12 第 15 条の 8 の賦課額は、<u>140,000 円</u>を超えることができない。</p> <p>第 16 条～第 18 条 省略</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第 19 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 510,000 円を超える場合には、510,000 円)とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 245,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数で乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第 15 条の 6 の 10 第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、<u>140,000 円</u>を超えることができない。</p> <p>第 15 条の 7～第 15 条の 11 省略</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第 15 条の 12 第 15 条の 8 の賦課額は、<u>120,000 円</u>を超えることができない。</p> <p>第 16 条～第 18 条 省略</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第 19 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 510,000 円を超える場合には、510,000 円)とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 245,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)の数と特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数で乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314</p>

条の2第2項に掲げる金額に 450,000 円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

2 省略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の6」と、「510,000円」とあるのは「160,000円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「510,000円」とあるのは「140,000円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

第19条の2～第27条 省略

以下省略

条の2第2項に掲げる金額に 350,000 円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

2 省略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の6」と、「510,000円」とあるのは「140,000円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「510,000円」とあるのは「120,000円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

第19条の2～第27条 省略

(保険料納付組合)

第27条の2 保険料の納付義務者は、保険料を容易に納付することを目的として一定の区域又は業種別等を単位に保険料納付組合を組織することができる。

2 前項に定めるもののほか、保険料納付組合に関して必要な事項は市長が定める。

以下省略